

## 介護保険福祉用具購入費の支給申請手続きについて

福祉用具購入費の申請にあたっては、下記の必要書類を長寿介護課窓口へ提出してください。

購入時に全額自己負担していただき、その後、申請により対象額の9～7割を保険給付として支給します。（償還払い）

- ※ 福祉用具販売指定事業者以外で購入された場合は支給の対象になりません。
- ※ 要介護（支援）認定有効期限外に購入された場合は支給の対象になりません。
- ※ 要介護（支援）認定申請中の方は、認定結果が出たあとに提出してください。
- ※ 施設系サービス（グループホームを含む。）を利用されている場合は支給の対象になりません。

### 【申請に必要な書類】

1. 申請書（役場指定用紙）
2. 領収書（原本）
  - ・被保険者本人あてのもの
  - ・商品名の記載があるもの
3. 購入した福祉用具のパンフレット、カタログ等（コピー可）
4. 福祉用具サービス計画書（利用計画）

### 【支給対象種目】

1. 腰掛便座：補高便座、ポータブルトイレなど
  2. 特殊尿器：尿または便が自動的に吸引されるもの
  3. 入浴補助用具
    - （1）入浴用いす、（2）入浴用手すり、（3）浴槽内いす、（4）入浴台
    - （5）浴室内すのこ（6）浴槽内すのこ（7）入浴用介助ベルト
  4. 簡易浴槽
  5. 移動用リフトのつり具の部分
- ※ 年度内に同一種目の福祉用具を購入された場合、2回目以降は支給対象となりません。  
ただし、特別の事情がある場合は対象となる場合があります。

### 【支給限度額】

同じ年度（4月1日～翌年3月31日）内において、対象となる福祉用具購入の総費用（上限10万円）の9～7割が給付されます。

（例）

購入月	購入種目	購入費	支給される額	
			9割	8割
平成30年5月	腰掛便座	4万円	3万6千円	3万2千円
平成30年8月	入浴用いす	7万円	5万4千円 (10万円－4万円)×0.9	4万8千円 (10万円－4万円)×0.8
		合計	9万円	8万円

### 【お問い合わせ先】

川西町 長寿介護課

TEL：0745-44-2635

FAX：0745-44-4780